

# 下松市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 22年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	55,973	19,886,700	600,115	3,444,053	17.3	17.9

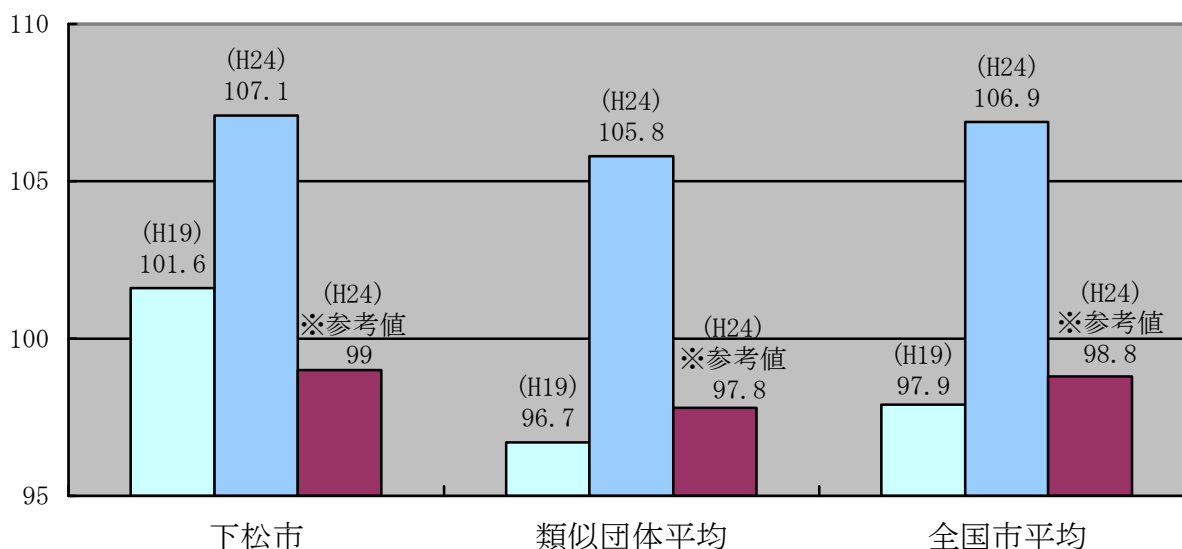
### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	382	1,406,764	221,058	500,709	2,128,531	5,572	6,012

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

### (3) 特記事項

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

## 2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	—	—
最高号給の 給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200	478,200	—	—

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

## 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
下松市	41.1歳	305,654円	359,735円	332,765円
山口県	43.6歳	340,932円	417,240円	367,079円
国	42.8歳	304,944(329,917)円	—	372,906(401,789)円
類似団体	43.6歳	332,679円	392,296円	363,049円

### ② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
下松市	50.2歳	30人	352,548円	373,516円	362,331円	—	—	—	—
うち清掃職員	51.6歳	9人	360,124円	395,919円	378,568円	廃棄物処理業 従業員	44.7歳	288,200円	1.37
うち学校給食 職員	51.2歳	16人	358,320円	369,408円	363,945円	調理士	46.6歳	215,900円	1.71
うちその他 技能労務職	44.4歳	5人	320,440円	346,339円	327,940円	—	—	—	—
山口県	52.0歳	110人	336,385円	375,179円	347,758円	—	—	—	—
国	49.7歳	3,479人	270,465円 (285,030円)	—	307,506円 (323,181円)	—	—	—	—
類似団体	49.3歳	49人	302,360円	335,467円	316,756円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
下松市	—	—	—
うち清掃職員	6,432,531円	3,989,200円	1.61
うち学校給食 職員	6,078,029円	2,941,400円	2.07
うちその他 技能労務職	5,560,605円	—	—

- (注) 1 民間データは、賃金構造改革統計調査において公表されているデータを使用している。(平成21年～23年の3年平均)  
 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。  
 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
下松市	34.7歳	265,432円	338,798円	279,981円
山口県	—	—	—	—
国	43.2歳	345,622(373,766)円	—	411,574(443,968)円
類似団体	38.4歳	294,130円	368,174円	315,969円

④ 福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
下松市	40.0歳	300,855円	326,674円	307,222円
山口県	—	—	—	—
国	41.0歳	305,230(326,961)円	—	347,846(371,712)円
類似団体	40.6歳	297,146円	320,213円	305,557円

⑤ 看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
下松市	38.6歳	305,435円	350,162円	311,172円
山口県	—	—	—	—
国	45.7歳	298,203(313,617)円	—	326,642(342,896)円
類似団体	38.9歳	290,015円	347,593円	299,633円

⑥ 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
下松市	35.4歳	278,601円	347,320円	309,663円
山口県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	39.7歳	307,988円	377,503円	341,011円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手、殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。  
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		下 松 市	山 口 県	国
一般行政職	大 学 卒	176,118 円 (178,800 円)	180,500 円	Ⅱ種 163,987 円 (172,200 円)
	高 校 卒	142,333 円 (144,500 円)	145,900 円	133,418 円 (140,100 円)
技能労務職	高 校 卒	142,333 円 (144,500 円)	141,900 円	—

(注)下松市欄における括弧書きは、減額措置を行う前の金額である。

国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成24年4月1日現在）

区 分		経 験 年 数 1 0 年	経 験 年 数 1 5 年	経 験 年 数 2 0 年
一般行政職	大 学 卒	271,171 円	310,753 円	359,394 円
	高 校 卒	200,546 円	278,460 円	318,697 円

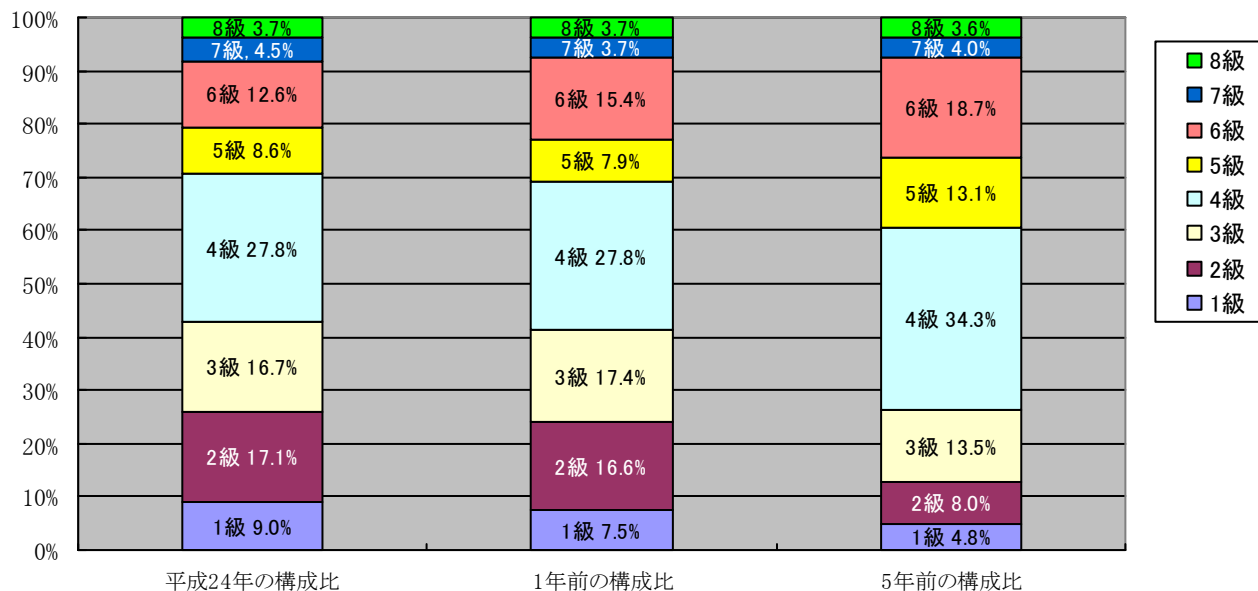
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8 級	部長	9 人	3.7 %
7 級	部次長	11 人	4.5 %
6 級	課長、主幹	31 人	12.6 %
5 級	課長補佐	21 人	8.6 %
4 級	係長、主査	68 人	27.8 %
3 級	主任	41 人	16.7 %
2 級	職員	42 人	17.1 %
1 級	職員	22 人	9.0 %

(注) 1 下松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

(注) 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の昇給は、毎年4月1日を基準日として、昇給日前1年間に係る当該職員の勤務成績に基づき、当該職員が次の表に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ、次表に定める昇給区分に決定する。

勤務成績	昇給区分	昇給の号給数	
		昇給抑制年齢以外の職員	昇給抑制年齢職員
特に良好	A	5以上	3以上
良好	B	4	2
やや良好でない	C	2	1
良好でない	D	0	0

(注) 昇給抑制年齢職員とは、55歳を超える職員をいいます。

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

下松市	山口県	国
1人当たりの平均支給額 (23年度) 1,407 千円	1人当たりの平均支給額 (23年度) 1,631 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

新たな人事評価制度を導入するまでは、一律の支給とする。

### (2) 退職手当 (平成24年4月1日現在)

下松市	国
(支給率) 自己都合 勤続 20年 23.5 月分 勤続 25年 33.5 月分 勤続 35年 47.5 月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2~20%加算 (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 - 千円	(支給率) 自己都合 勤続 20年 23.5 月分 勤続 25年 33.5 月分 勤続 35年 47.5 月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2~20%加算 26,493千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当 下松市は、地域手当を支給していない。

#### (4) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）		10,337 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）		64,206 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）		38.2 %	
手当の種類（手当数）		15	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症業務手当	一般行政職	感染症にかかる消毒又は疫学調査	1件当たり500円
一般消毒従事手当	一般行政職	消毒（上記を除く）	日額300円
行旅病人及び行旅死亡人収容業務手当	一般行政職	行旅病人又は行旅死亡人収容	行旅病人1人当たり2,500円 行旅死亡人1体当たり7,000円
社会福祉業務手当	一般行政職	生活保護事務	日額450円
徴収業務手当	一般行政職、税務職	市税等の徴収	日額400円
用地交渉手当	一般行政職	土地の取得のための交渉	日額400円
死犬猫処理手当	技能労務職	犬猫の死体処理	1件当たり500円
土・日曜日勤務手当	福祉職	土・日曜日の勤務	1日2,200円 半日1,100円
消防職務手当	消防職	消防業務	月額5,000円
梯子車操縦員手当	消防職	梯子車の操縦	月額2,600円
梯子車操作員手当	消防職	梯子車の操作	月額1,300円
火災出動手当	消防職	消火活動、現場検証	出動1回当たり400円
救急等出動手当	消防職	救急出動	出動1回当たり250円
救急救命士手当	消防職	救急救命業務	1当務当たり510円

#### (5) 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	94,412 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	224 千円
支給実績（22年度決算）	87,712 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	205 千円

## (6) その他の手当 (平成24年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	① 配偶者 13,000円 ② 配偶者以外の1人につき 6,500円 ③ 配偶者がいない場合は そのうち1人について 11,000円 ④ 満16歳の年度初めから 満19歳年度末までの子 は1人につき 5,000円加算 ⑤ 満20歳の年度始めから 満22歳年度末までの子 は1人につき 9,500円加算	異なる	⑤ 満16歳の年度始 めから22歳年度 末までの子1人 につき 5,000円加算	40,094千円	216,722円
住居手当	① 持家 3,000円 ② 借家 ア. 家賃5,001円以上 19,000円以下 家賃-5,000円 イ. 家賃19,001円以上 (家賃-19,000円) ×1/2+14,000円 支給限度額 31,000円	異なる	① 持ち家 なし ② 借家 ア. 家賃23,000円以下 家賃-12,000円 イ. 家賃23,001円以上 (家賃-23,000× 1/2+11,000円 支給限度額 27,000円	33,916千円	150,737円
通勤手当	① 交通機関利用 支給限度額 55,000円 ② 交通用具(車等)利用 距離制 3,700円~22,500円	異なる	② 交通用具(車等)利用 距離制 2,000円~24,500円	20,475千円	76,684円
管理職手当	職務の級により定額化 ① 部長級 94,000円 ② 部次長級 77,400円 ③ 課長級 62,300円 ※H19.4.1から減額を実施 (H24.4.1から上記の額に次 の割合を乗じて得た額に改 定) 部長級 70/100 部次長・課長級 75/100	異なる	〈手当額〉 組織・官職の違いに より 46,300円 ~137,700円	36,550千円	571,100円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当受給職員が、臨 時又は緊急の必要により週 休日・休日等に勤務した場 合に支給 勤務1回につき ① 部長級 12,000円 ② 部次長級 10,000円 ③ 課長級 8,000円	異なる	組織・官職の違いに より 12,000円~4,000円	122千円	15,250円
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として深夜 (午後10時から午前5時の 間)に勤務した場合 [1時間あたりの給料]× 25%×[勤務時間]	同 じ		3,501千円	85,396円
休日勤務 手当	祝日法による休日等におい て、正規の勤務時間として 勤務した職員に支給 [1時間あたりの給料]× 135%×[勤務時間]	同 じ		11,846千円	288,915円

単身赴任 手当	異動によりやむを得ず単身 で生活することとなった職 員に対し支給基礎額23,000 円に、職員の住居から家族 の住居までの距離に応じて 45,000円を超えない範囲内 で加算	同 じ		—	—
------------	---	-----	--	---	---

## 6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	841,500 円 ( 935,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,012,000 円 / 440,000 円	
	副 市 長	722,000 円 ( 760,000 円)	832,000 円 / 520,000 円	
報 酬	議 長	475,000 円 ( ) 円)	629,000 円 / 345,900 円	
	副 議 長	415,000 円 ( ) 円)	575,000 円 / 302,300 円	
	議 員	377,000 円 ( ) 円)	522,000 円 / 278,200 円	
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(23年度支給割合) 2.95 月分 加算措置 45%		
	議 長 副 議 長 議 員	(23年度支給割合) 2.90月分 加算措置 20%		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	93.5万円×在職月数×55/100 76万円×在職月数×35/100	2,468万円 1,277万円 —	任期毎 任期毎
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の ( ) 内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。



## 7 職員数の状況

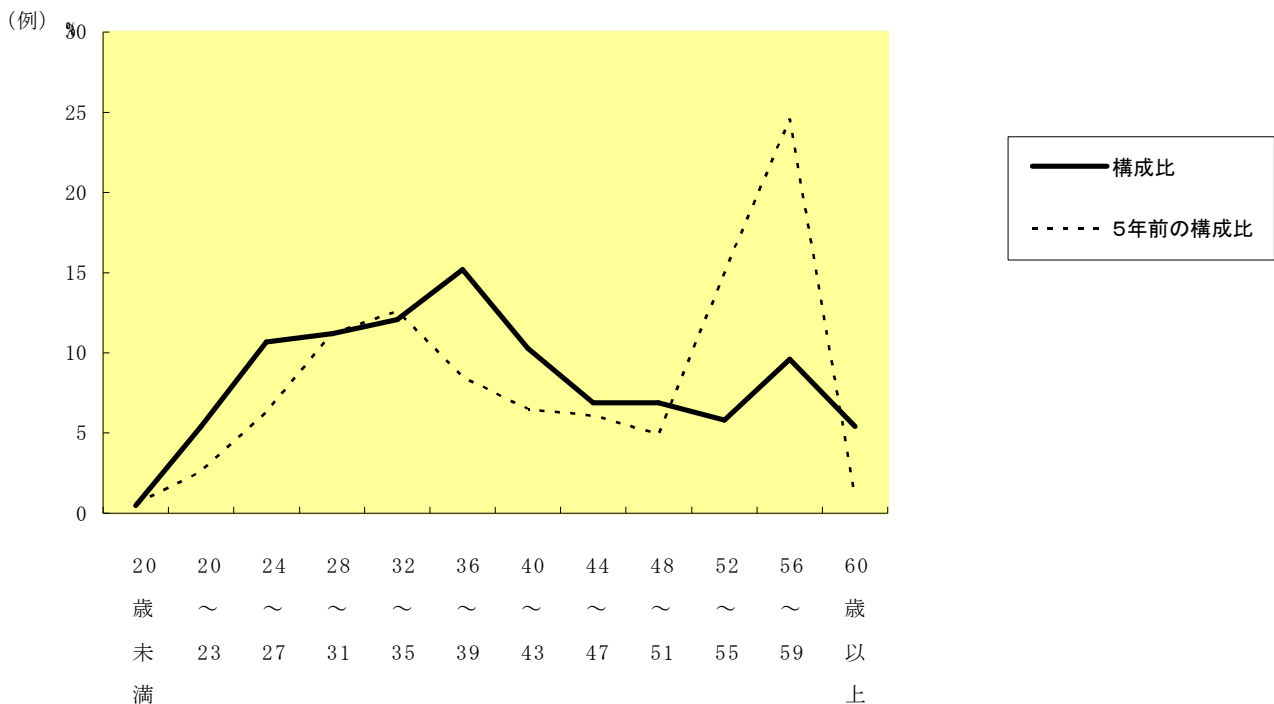
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成23年	平成24年			
普通会計部門	議会	5	6	1	業務増に伴う増員 国体終了に伴う配置替え	
	総務	69	67	△2		
	税務	25	25		係の増設に伴う増員	
	農林水産	17	18	1		
	商工	6	6			
	土木	41	44	3		
	民生	83	80	△3	係の増設に伴う増員 臨時職員対応による職員減	
	衛生	35	37	2		
		小 計	281	283	2	<参考> 人口1万人当たりの職員数 <u>50.56人</u> (類似団体の職員数 <u>53.96人</u> )
		教育部門	44	45	1	業務増
	消防部門	58	58			
	小 計	383	386	3	<参考> 人口1万人当たりの職員数 <u>68.96人</u> (類似団体の職員数 <u>72.48人</u> )	
公営企業	水道	26	24	△2	退職不補充、欠員不補充	
	下水道	12	12			
	その他	26	26			
	小 計	64	62	△2		
合 計		447 [ 564 ]	448 [ 564 ]	1 [ 564 ]	<参考> 人口1万人当たりの職員数 <u>80.04人</u>	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。  
 3 普通会計部門の教育の人数には、教育長を含む。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (平成24年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 2	人 24	人 48	人 50	人 54	人 68	人 46	人 31	人 31	人 26	人 43	人 24	人 447

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政		319	298	295	289	281	283	▲36 (▲11.3%)
教育		55	50	47	44	43	44	▲11 (▲20%)
警察		—	—	—	—	—	—	—
消防		57	58	57	58	58	58	1 (1.8%)
普通会計		431	406	399	391	382	385	▲46 (▲10.7%)
公営企業等会計		61	59	60	61	64	62	1 (1.6%)
総合計		492	465	459	452	446	447	▲45 (▲9.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数  
2 教育長は除く。

## 8 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業及び工業用水道事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

#### 【水道事業】

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
23年度	1,027,161	220,487	231,296	22.5	23.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 26	千円 104,181	千円 21,532	千円 39,113	千円 164,826	千円 6,339	千円 6,350

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、24年3月31日現在の人数である。

#### 【工業用水道事業】

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
23年度	182,865	8,507	52,829	28.9	31.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 5	千円 20,069	千円 4,454	千円 7,850	千円 32,373	千円 6,475	千円 6,332

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

企業手当の支給率を4%から3.4%に削減。(平成23年度)

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
下松市水道局	39.4 歳	323,960 円	525,863 円
団 体 平 均	45.4 歳	358,043 円	528,316 円
事 業 者	— 歳	—	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下松市水道局			下松市(一般行政職)		
1人当たり平均支給額(23年度)			1人当たり平均支給額(23年度)		
1,490 千円			1,407 千円		
(23年度支給割合)			(23年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.60 月分	1.35 月分		2.60 月分	1.35 月分	
(1.45)月分	(0.65)月分		(1.45)月分	(0.65)月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の等級による加算措置			職制上の段階、職務の等級による加算措置		
役職加算 5~20%			役職加算 5~20%		
管理職加算 なし			管理職加算 なし		
支給基礎額 企業手当を含む					

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成24年4月1日現在)

下松市水道局			下松市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55月分
勤続25年	33.5 月分	41.34月分	勤続25年	33.5 月分	41.34月分
勤続35年	47.5 月分	59.28月分	勤続35年	47.5 月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	なし		その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置	2~20%		定年前早期退職特例措置	2~20%	
(退職時特別昇給	なし	)	(退職時特別昇給	なし	)
1人当たり平均支給額	— 千円	27,048千円	1人当たり平均支給額	— 千円	26,493千円

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 下松市水道局は、地域手当を支給していない。

エ 特殊勤務手当(平成24年4月1日現在)

支給実績（23年度決算）		7,896 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）		252,690 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（22年度）		100.0 %	
手当の種類（手当数）		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
企業手当	水道事業に従事することを命ぜられた者	水道事業	給料月額の3.4%
現場手当	現場監督に従事する者、検針・集金業務に従事する者又は周南都市水質検査センターに勤務することを命ぜられた者	現場監督業務 検針・集金業務 周南都市水質検査センターでの勤務	日額570円
緊急出務手当	勤務時間外に緊急出務を命ぜられた者		1回3,000円
年末年始勤務手当	12月30日から翌日1月3日までの間に勤務することを命ぜられた者	12月30日から翌日1月3日までの間の勤務	1日につき8,000円を限度として管理者が定める額

オ 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	4,785 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	177 千円
支給実績（22年度決算）	4,772 千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	164 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）
扶養手当	① 配偶者 13,000円 ② 配偶者以外の1人につき 6,500円 ③ 配偶者がいない場合はそのうち1人について 11,000円 ④ 満16歳の年度初めから満19歳年度末までの子は1人につき 5,000円加算 ⑤ 満20歳の年度始めから満22歳年度末までの子は1人につき 9,500円加算	同 じ	—	5,227千円	248,929円
住居手当	① 持家 3,000円 ② 借家 ア. 家賃 5,001円以上 19,000円以下 家賃-5,000円 イ. 家賃19,001円以上（家賃-19,000円） ×1/2+14,000円 支給限度額 31,000円	同 じ	—	2,809千円	112,360円

通勤手当	① 交通機関利用 支給限度額 50,000円 ② 交通用具(車等)利用 距離制 3,700円～24,000円	異なる	① 交通機関利用 支給限度額 55,000円 ② 交通用具(車 等)利用 距離制 3,700円 ～22,500円	2,523千円	100,952円
管理職手当	職務の級により定額化 ① 部長級 94,000円 ② 部次長級 77,400円 ③ 課長級 62,300円 ※H19.4.1から減額を実施 (H24.4.1から上記の額に次 の割合を乗じて得た額に改 定) 部長級 70/100 部次長・課長級 75/100	同じ	—	2,743千円	548,688円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当受給職員が、臨 時又は緊急の必要により週 休日・休日等に勤務した場 合に支給 勤務1回につき ① 部長級 12,000円 ② 部次長級 10,000円 ③ 課長級 8,000円	同じ	—	—	—